

家財整理と廃棄物処理について考える

2026年1月21日
(一社) 全国清掃事業連合会
専務理事 山田 久

1. 家財整理、遺品整理、空家整理の世界を知る

- ・ 2015年頃、有限会社ウイルパワー 江川健次郎氏との出会い（全清連香川地区研修会にて）
- ・ 2021年11月（一社）家財整理相談窓口 代表理事 林 武廣氏との出会い（江川氏の紹介にて）

・「目からうるこ」、「腑に落ちる」体験

2023年1月 江川氏の紹介・引率で愛知県春日井市の名古屋クラウンオークション会場を見学（林氏の持論が実感できるインパクト・・・1kg 10円の世界）

※家財整理・遺品整理、リユースの世界を知らない一般廃棄物処理業者には、まったく想像もできない！！

- ・ 2023年（株）講談社発行 赤沢健一氏著「遺品は語る」を読む（赤沢氏は㈱リリーフのオーナー・創業者）
- ・ 2024年7月24日全清連「家財整理等事案対策セミナー」を開催（於. ホテル日航大阪）

講演 「家財整理・不用品回収ビジネスのマーケットの現状と今後の展望について」

講師 環境デジタルソリューション株式会社 代表取締役 坂本 貴志 氏

講演 「これからの家財整理業界のあり方について」

講師 （一社）家財整理相談窓口 代表理事 林 武廣 氏

2. 廃棄物処理法の世界

- (1) 家財整理、遺品整理、空家整理を廃棄物処理法ではどのように解釈し位置付けているか。

遺品整理 ※生前整理、家財等の処分も同様 

お寺で供養 してもらうもの	捨てるもの 廃棄物 生活ごみ、中古としての価値のない家電、家具など
買い取れるもの 中古品 中古品としての価値のあるものを買取りする 場合、古物商の許可が必要。	ご遺族の元に 届けるもの

■ 一般家庭で整理した遺品の中で廃棄するものは**一般廃棄物**。
■ 一般廃棄物の収集運搬許可を得ていない遺品整理業者ができる業務は、依頼を受けた家庭の敷地内で、遺品を整理するところまで。
■ 廃棄する遺品を敷地外へ運搬する必要がある場合には、必ず、排出者（遺品整理の依頼者）に依頼して指定の収集日に出してもらうか、排出者から直接、一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託すること。
■ 一般廃棄物の収集運搬許可を得ていない遺品整理業者が自ら運搬をすることは、廃棄物処理法違反。
■ なお、家庭から排出される一般廃棄物である遺品は、産業廃棄物の収集運搬業許可はもちろん、事業系一般廃棄物に限定された収集運搬業許可でも運搬はできないことに注意。

（違法な廃棄物回収業者への対策の一つとしては、例えば次のような対応が考えられる）

- 適切な許可を有する収集運搬業者を紹介すること、
- 事業系一般廃棄物の許可業者等に対して家庭からの一時多量ごみの収集・運搬に限定した許可を追加的に与えること等により、地域住民のニーズに対応しつつ適法な廃棄物処理業者による収集体制を整えること など

<メモ>

残置物の処理責任

- 建築物の解体に伴い生じた廃棄物（解体物）については、その処理責任は当該解体工事の発注者から直接当該解体工事を請け負った元請業者にある。
- 一方、建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、**建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。**

残置物の適正な処理の確保

- 残置物については一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は当該廃棄物の種類及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。



一般廃棄物に該当する残置物については、一般廃棄物処理計画に沿った処理方法（市町村による収集、一般廃棄物処理業者による処理等）を示すなど、適正な処理が実施されるよう都道府県・市町村が周知・指導する必要。

- 市町村は、建築物の所有者等による適正な処理が行われない場合には、関係者に対して適正な処理方法を示すほか、必要に応じて市町村から適切な処理業者に対して残置物の処理を委託するなど、一般廃棄物の適正な処理をすることが必要。
- 残置物が一般廃棄物である場合、その処理を受託する者にとっては産業廃棄物処理業の許可を取得していることのみでは足りず、市町村からの当該残置物の処理に係る委託又は一般廃棄物処理業の許可を受けなければならない。
- リフォーム工事など、建築物の解体以外の場合も同様。

<メモ>

(2) 廃棄物処理法の制定の経緯（その1）

「（一財）日本環境衛生センター発行 令和2年版 廃棄物処理法の解説 P1」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）は、昭和四十五年の第六十四回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において、他の公害関係に関する法律、①公害対策基本法の一部を改正する法律 ②公害防止事業費事業者負担法 ③人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律 ④大気汚染防止法の一部を改正する法律 ⑤騒音規制法の一部を改正する法律 ⑥道路交通法の一部を改正する法律 ⑦水質汚濁防止法 ⑧海洋汚染防止法 ⑨下水道法の一部を改正する法律 ⑩農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 ⑪農薬取締法の一部を改正する法律 ⑫自然公園法の一部を改正する法律 ⑬毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律とともに成立した。

廃棄物の処理については、それまで清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）に基づき、市街地区域を中心とする区域内の汚物の処理として実施されてきた。しかしながら、我が国の経済社会活動の拡大等に伴い、大都市圏を中心に膨大な産業廃棄物が排出されるようになり、環境の汚染をもたらすようになってきた。そのため、清掃法を全面的に改正し、事業者の産業廃棄物の処理責任を明確にし、産業廃棄物についての処理体系を確立する等、現状に即した廃棄物の処理体系を整備し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として廃棄物処理法が制定された。この廃棄物処理法の大要は、次のとおりである。

- (1) 廃棄物を人の日常生活の中から排出されるものを中心とする一般廃棄物と事業活動に伴って排出され、量的又は質的に環境汚染源として問題とされるものからなる産業廃棄物に区分し、それぞれの処理体系を整備
- (2) 一般廃棄物の処理については、処理主体を原則として市町村の清掃事業に置く等、清掃法の理念を継承
- (3) 産業廃棄物の処理については、事業者の処理責任を明定し、事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならないものとし、事業者はその事業活動に伴って排出される廃棄物が一般廃棄物に該当する場合であっても、その処理に責任を有するものとしたこと。

(3) 廃棄物処理法の制定の経緯（その2）

＜（一財）日本環境衛生センター発行「廃棄物行政概論 P12～P24」＞

【信玄公旗掛松事件】

(大審院大正8年3月3日第二民事部判決(ヲ)第898号:
損害賠償請求ノ件)

大正6(1917)年に、武田信玄が軍旗を立て掛けたという伝承・由来のある「信玄公旗掛松」と呼ばれていた老松が蒸気機関車からの排煙の影響で枯れたことから、所有者が国を相手取り起こした損害賠償請求事件で信玄公旗掛松事件がある。大阪アルカリ事件に続いて、「予防措置の有無」が不法行為の認定として用いられた。

この判例以前には「権利は絶対である」という社会風潮が存在していた。それが信玄公旗掛松事件を通じて克服されたという歴史的事実に意味がある。また、不利益がどの程度に至れば損害賠償が認められるかにつき、「社会観念上被害者ニ於テ認容スヘカラサルモノト一般ニ認メラルル程度」という基準を示した。これは、後の「受忍限度論」と呼ばれる考え方につながるものとして知られる。⁽²³⁾



健全な頃の信玄公旗掛松
出所:Wikipedia

2.5 戦後の産業及び国土開発政策

昭和20(1945)年、敗戦後の日本は国家復興の旗印の下に産業復興が至上の要請とされ、産業設備の整備に全力が傾注された。昭和21(1946)年には日本経済再建の原動力として石炭と鉄鋼の増産が至上命令となり、統制経済の中で資金・資材・労働力等を石炭と鉄鋼の生産に重点的に投入する「傾斜生産方式」が採用され、昭和22(1947)年には石炭増産に最重点を置くことを決める「石炭非常増産対策要綱」が閣議決定された。⁽⁷⁾

昭和28(1953)年には日本の鉱工業生産が戦前のピークを超え、鉄鋼などの基幹産業の合理化と石油化学工業など新規産業の育成に重点が移り、さらなる発展のために鉄鋼と石油化学を軸とするコンビナート建設の新規立地が必要となった。他方、高度経済成長により、都市に人口が集中し、地価の高騰、交通公害などの問題も発生し、発展から取り残された地方は、政治的社会的に反発し、地域格差の是正を主張した。⁽⁷⁾

昭和35(1960)年に内閣総理大臣に就任した池田勇人は、「国民所得倍増計画」を掲げ、安定的成長の極大を目標として国民生活の向上と完全雇用の達成を目指した。このため、昭和37(1962)年に「全国総合開発計画(旧全総)」を閣議決定し、拠点開発方式と工業開発拠点を柱として全国的な開発を指向した。しかし、民間設備投資は、立地条件の有利な大規模コンビナートのある地域に集中し、大都市地域に諸機能が集中する状況は変わらなかった。⁽⁷⁾

また、この時代には産業構造、エネルギー源も一変した。産業別の国内生産比率は、農林水産業(第一次産業)が減少し、鉱工業・建設業(第二次産業)とサービス業(第三次産業)

が増加した。主要一次エネルギーは石炭から石油へと転換していった。この原油の9割以上は中東産であり、硫黄含有率の高い低質な重油であった。⁷⁾

昭和30(1955)年から昭和48(1973)年の高度経済成長期は、年平均10%以上の経済成長を達成し、昭和42(1967)年に所得倍増計画の目標を達成した。他方、消費者物価の上昇、生活関連社会資本整備の遅れ、環境の悪化など副次的効果もあり、「成長の歪み」と呼ばれた。そのなか、昭和39(1964)年に静岡県沼津・三島のコンビナート計画が地域住民の公害反対運動で挫折するなど経済成長一辺倒の政策は行き詰まりを見せ始めた。⁷⁾

昭和44(1969)年の「新全国総合開発計画(新全総)」は、新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより、国土利用の偏在を是正しようとした。昭和47(1972)年に田中角栄内閣総理大臣が著した『日本列島改造論』も同様に地域格差を是正しようとするものであったが、このような政策により、開発の候補地にあげられた地域では土地の買い占めが行われて、地価の暴騰やインフレの加速を引き起こし、石油危機も重なり、昭和48(1973)年春頃には物価高が社会問題化した。この後に策定された国土開発政策は居住環境の向上や地域の分散とネットワーク化など環境への配慮が見えるものとなり、21世紀に入ると人口減少時代を見据えて国土開発行政は見直され、平成17(2005)年に国土総合開発法が改正され、国土形成計画法として制定された。この法律に基づき、環境基本法に基づく環境基本計画との調和が保たれた国土形成計画が策定されることとなった。⁷⁾

2.6 戦後の公害問題

巨大な重化学工業コンビナートの形成など、戦後の産業の振興に伴い、四大工業地帯を中心に、火力発電所や石油化学工場から排出される煤煙中の硫黄酸化物による大気汚染や、紙・パルプ工業などからの排水による水質汚濁が、これまでとはスケールの異なる新たな問題として登場した。⁷⁾

企業は大量生産による「規模の経済」を求め、積極的な生産設備投資を行ったが、生産に伴い発生する公害対策には消極的であった。地方自治体は税収増加を求めて、企業誘致のための工業用地を造成したが、不十分な都市計画のため、地域では住宅と工場が混在し、森林・農地などの緑地帯は消滅し、下水道、都市公園などの公共インフラ整備も欠如していた。エネルギー転換に伴うタンカー等の船舶航行量の急増は油濁被害を招き、急激なモータリゼーションの進行で大気汚染、交通騒音が激化し、地下水の枯渇と地盤沈下などが進んだ。このため、農業や漁業などの第一次産業への経済的損害、水道水の汚染、美観の喪失などが生じたが、農村から都市への急激な人口流入は続き、都市部は膨張を続けた。⁷⁾

多くの国民は大量消費型の米国型ライフスタイルに憧れ、所得の増加により三種の神器(白黒テレビ、冷蔵庫、洗濯機)や3C(カラーテレビ、乗用車、クーラー)と呼ばれた耐久消費財の購入に熱を上げた。工場からの煙は都市の発展の象徴という意識が社会的に共有さ

れ、環境汚染対策の必要性は大きな世論に至らなかった。⁽⁷⁾

昭和21(1946)年に、神奈川県川崎市や横浜市鶴見区で激しい喘息症状の患者が増え、「川崎喘息」、「横浜喘息」と呼ばれた。1950年代には、石炭がエネルギー源であったために、川崎や大阪などの都市は、硫黄酸化物、煤塵による黒いスモッグで覆われ、視程は30～50mとなり、自動車は日中でもライトを点灯して走行し、硫黄酸化物による臭いが立ち込めた。1960年代頃よりエネルギーが石油に代わると、煤塵の排出量は減少したが、硫黄酸化物の排出量が増加し、白いスモッグが頻発した。⁽⁷⁾

昭和33(1958)年には東京の本州製紙江戸川工場で汚水事件が発生し、浦安市の漁民らが工場に乱入し警官隊と衝突した。この騒動がきっかけとなり、公共用水域の水質の保全に関する法律と工場排水等の規制に関する法律(水質二法)の制定や被害を受けた江戸川流域の再生事業が行われた。⁽⁷⁾

昭和39(1964)年に旧全総により岡山県岡山市及び倉敷市水島地区(現在の岡山県南地区)が新産業都市に指定された。工業地域の分散は公害の地方分散ももたらし、日本で最初に国立公園に指定された瀬戸内海で、水質汚染による魚の異臭問題が起き、大気汚染も激化した。北九州地域では、1960年代に、「煤煙の空」と呼ばれた大気汚染が国内最悪の水質を記録し、城山地区では小学校が閉鎖した。⁽⁷⁾

また、洞海湾の水質汚染が深刻化し、1970年代には福岡県が洞海湾を調査し、海としての機能を失い、大腸菌さえ住めない「死の海」と化したことを発表した。⁽⁷⁾

このように深刻化した戦後の公害問題に対しては、地域住民の生活に密着した問題として、特に大規模工業地域を有する地方自治体が率先して対策を行い、公害規制のための条例を制定してきた。昭和24(1949)年の東京都工場公害防止条例をはじめとして、昭和25(1950)年に大阪府、昭和26(1951)年に神奈川県、昭和30(1955)年に福岡県が、それぞれ独自の公害防止条例の制定を行っている。

福岡県では、福岡県公害防止条例に対して「今日の至上の課題は鉱工業の拡大発展にあるが、この条例の運用によっては、



本州製紙(黒い水事件)
出所:浦安市ホームページ



北九州市洞海湾(死の海)
出所:北九州市ホームページ

現存の事業所の拡充が困難であり、今後の工場誘致も失敗し、生産の萎縮沈滞の恐れがあるので、本条例の制定は時期尚早」とし、経営者団体によって観測器が破壊されるなどの妨害事件も起きた。厚生省は昭和30(1955)年に生活環境汚染防止基準法案を用意したが、経団連など財界の時期尚早という反対にあい、政府部内が分裂して国会に提出できなかった。⁽⁶⁾

この間に公害は広がった。前述の本州製紙江戸川工場の汚水事件をきっかけに、昭和34(1959)年に制定された水質保全法と工場排水規制法は、指定水域制のために調査に時間を要し、規制対象施設や対象汚濁項目の制約、経済との調和条項等の限界があったために、深刻な被害を出していた水俣病の拡大や新潟水俣病の発生を防ぐことはできなかった。

2.7 四大公害裁判

このように、戦後の日本は、戦前の公害対策を継承せず、経済の高度成長を進めた結果、公害問題が深刻化した。これらの戦後の公害問題の状況を一変させ、国民の公害問題に対する関心を高めたのは、富山県神通川流域で発生したイタイイタイ病、熊本県水俣市で発生した水俣病、新潟県阿賀野川流域で発生した新潟水俣病、三重県四日市市で発生した四日市喘息の「四大公害」であった。⁽⁷⁾

【イタイイタイ病】

富山県の神通川流域では、大正時代から、罹患すると神経痛と骨折で「痛い、痛い」と激痛に苦しみながら衰弱死する原因不明の神経痛様の奇病が発生していた。当初は、栄養不足と気候風土による風土病と思われていたが、神通川流域で患者の治療に当たっていた萩野昇医師は、昭和33(1958)年に神岡鉱山を見学し、鉱滓堆積場の水処理の状況と患者の家の分布状況から、この病気の原因が鉱毒によるものと疑った。そして研究を続け、昭和36(1961)年に岡山大学の小林純教授と共同で神岡鉱山から排出されるカドミウムが原因であることを発表した。さらに動物実験を行い、カドミウムを体内に取り込んだネズミから大量のカルシウムが体外に排出されていくことを確認した。⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾

昭和41(1966)年に国会でイタイイタイ病が取り上げられ、昭和42(1967)年に患者らが厚生大臣と通商産業大臣に救済の陳情を行い、園田直厚生大臣が謝罪した。この結果、イタイイタイ病が全国に知られるようになり、患者の治療費の一部が公費負担された。そして、昭和43(1968)年に、厚生省が公衆衛生協会に委託した調査研究報告書と各種の研究資料を基に、イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒による骨軟化症であり、神岡鉱業所の事業活動によって排出されたものであることを厚生省の見解として発表した。この見解により、イタイイタイ病は国が認定した初の公害病となった。園田厚生大臣は、見解発表後の記者会見で、「病気と原因の因果関係をすべて解明しなければ公害と認めない考えはおかしい。学者、専門家が追求して間違いないとわかった時点で公害とすべき」、「産業の発展は人間

の幸せのためであるべきもの。公害によって人間の生命、健康が損なわれては困る。企業はあくまで人間尊重の立場でやってもらいたい」と繰り返し述べた。⁷⁾

この厚生省見解が発表される2か月前の昭和43(1968)年に、イタイイタイ病患者と遺族が、三井金属鉱業株式会社を相手どって慰謝料請求訴訟を起こした。イタイイタイ病公害訴訟は、後述する新潟の阿賀野川水銀中毒公害裁判、四日市のぜんそく公害裁判につぐ全国3番目の公害裁判であること、またこの訴訟は鉱業法第109条(※5)に基づき企業の無過失責任を追及する点において、わが国初のケースであることなどから世の注目をあびる裁判となった。



住民側全面勝訴(1972年)
出所:富山県ホームページ

昭和46(1971)年に、第1審の富山地方裁判所は、疫学的立証方法により、水田土壌・河川等のカドミウムなどの重金属類による汚染は被告の神岡鉱業所からの廃水が神通川上流の高原川に長期間、放流されたことによって起きたとする因果関係を認め、イタイイタイ病の主因はカドミウムであるとした。また、被告側は鉱業法109条により無過失損害賠償責任を有するとし、原告勝訴の判決を下した。被告の控訴による第2審も、昭和47(1972)年に、名古屋高等裁判所金沢支部は被告側の控訴を棄却するとともに、原告側の附帯控訴を認め、土壌等のカドミウムなどの重金属類による汚染原因は第1審と同様、「イタイイタイ病の主因は第1審と同じくカドミウムである。」として、原告側ほぼ全面勝訴の判決を下した。公害による住民の健康被害の発生に対して、企業の無過失責任を前提とする損害賠償を認めた画期的な判決となった。⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾

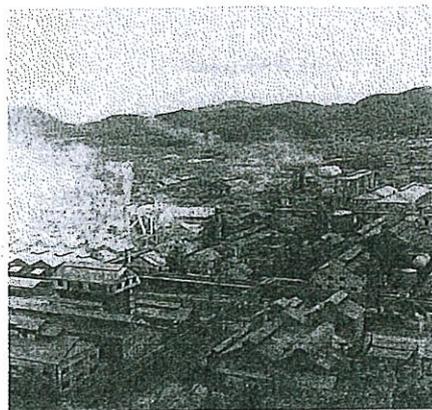
※5 鉱業法第109条は、「鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出によって他人に損害を与えたときは、損害の発生の際における当該鉱区の鉱業権者(当該鉱区に租鉱権が設定されているときは、その租鉱区については、当該租鉱権者)が、損害の発生の際既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の際における当該鉱区の鉱業権者(鉱業権の消滅の際に当該鉱業権に租鉱権が設定されていたときは、その租鉱区については、当該租鉱権者)が、その損害を賠償する責に任ずる。」と規定している。

【水俣病】

明治41(1908)年に熊本県水俣市に日本窒素肥料株式会社水俣工場が建設され、カーバイド、石灰窒素、変成硫安の製造を行い、排水を水俣湾に放流したことにより水産物被害が発生した。大正14(1925)年に漁民たちは日本窒素水俣工場に補償を要求し、工場側は永久に苦情を申し出ないことを条件に見舞金を支払ったが、汚染対策は講じなかった。

第二次大戦で工場は壊滅的被害を受けたが、昭和21(1946)年にアセトアルデヒド等の製造を復活し、設備能力の増強により生産量が増加し、それと比例して水産物被害が深刻化した。昭和30(1955)年には南不知火海全域で魚介類が斃死し、汚染された魚介類を食べたカラスや猫に被害が出始めた。⁽⁷⁾

同様に住民にも原因不明の奇病が多発した。昭和31(1956)年に、手足のしびれ、話すことができないなどの症状を有する患者が、新日本窒素肥料株式会社水俣工場付属病院に入院し、病院長の細川一医師が水俣保健所に報告したことにより、水俣病の公式確認となった。細川医師は、同病院内で猫実験を始め、アセトアルデヒド等による急性劇症型水銀中毒の症状を確認したが、工場の幹部らの意向により実験結果の公表は止められた。昭和32(1957)年に厚生科学研究班は、「水俣病は水俣湾港で魚獲された魚介類の摂取による中毒である」と報告したが原因物質の特定には至らなかった。⁽⁷⁾

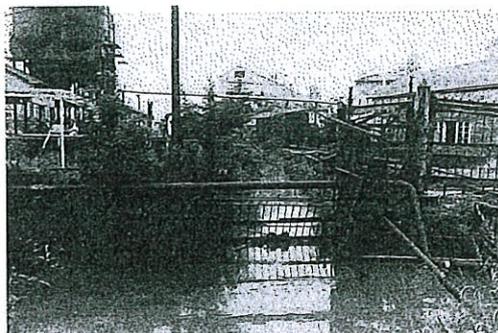


日本窒素水俣工場
出所：水俣市立水俣病資料館

昭和33(1958)年に、工場側はアセトアルデヒド製造工程の排水を、水俣湾の百間港から水俣川河口に変更したため、新たな地域で患者が発生し、被害地域が広がった。

昭和34(1959)年には、熊本大学医学部の研究班が「水俣病の原因物質は水銀化合物、特に有機水銀であろうと考えるに至った」と報告し、同年に開催された国の「水俣食中毒対策に関する各省連絡会議」でも報告された。しかし、通商産業省からの反論があり、疾病の主因はある種の有機化合物としながらも、厚生大臣への答申では、発生源には言及されなかった。⁽⁷⁾

一方、地元では、この発表後、漁民らが工場排水の浄化装置完備や操業中止、補償などを要求し、工場正門前での座り込みを行い。昭和34(1959)年の工場乱入事件により水俣問題が全国的に知られるようになった。通商産業省は、チッソに対して排水処理施設を完備するように指導した。チッソは同年末に凝集沈殿処理装置を前倒して設置した。しかし水の汚濁を低下さ



百間排水路(引込線付近)
出所：水俣市立水俣病資料館

せるが、有機水銀の除去効果は無かった。また、病苦、貧困、社会的差別などに苦しんでいる患者と、「将来水俣病がチッソの工場排水に起因することが決定しても、新たな補償金の要求は一切行わない」などの内容を含む補償契約(見舞契約)を締結し、曖昧なまま終息させられた。⁽⁷⁾

アセトアルデヒドの生産がピークを過ぎ、経営合理化の中で、チッソの内部で安定賃金の提案をめぐる労使紛争となった。労働組合が分裂し、地域を二分する騒動となった。しかし、労使紛争により、組合員が差別的処遇を受けた結果、水俣病患者の置かれた状況を理解した組合は、「闘いとは何かを体で知った私たちが、今まで水俣病と闘いえなかったことは、正に人間として、労働者として恥ずかしいことであり、心から反省しなければならない。会社の労働者に対する仕打ちは、水俣病に対する仕打ちそのものであり、水俣病に対する闘いは同時に私たちの闘いなのである」という宣言(「恥宣言」)を決議し、工場の実態を裁判で証言するなど患者支援を行った。⁽⁷⁾

昭和43(1968)年に厚生省が発表した水俣病に関する政府統一見解によると、「水俣病は、水俣湾産の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによっておこった中毒性中枢神経系疾患である。その原因物質は、メチル水銀化合物であり、新日本窒素水俣工場のアセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物が工場廃水に含まれて排出され、水俣湾内の魚介類を汚染し、その体内で濃縮されたメチル水銀化合物を保有する魚介類を地域住民が摂食することによって生じたものと認められる。」とされている。

政府統一見解後の昭和44(1969)年に、水俣病患者・家族は、チッソを被告として、熊本地裁に損害賠償請求訴訟を起こした。そして、昭和48(1973)年に、原告勝訴の判決が下された。すでに熊本県で水俣病が発生したあとに起きた新潟水俣病の場合と異なり、熊本での水俣病の発生は世界でもはじめての出来事であった。そのため、熊本第一次訴訟で被告のチッソは「工場内でのメチル水銀の副生やその廃液による健康被害は予見不可能であり、したがって過失責任はない」と主張していた。判決はこれについても、化学工場が廃水を放流する際には、地域住民の生命・健康に対する危害を未然に防止すべき高度の注意義務を有するとして、公害による健康被害の防止についての企業の責任を明確にした。⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾⁽³¹⁾⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾



1973年住民側全面勝訴
出所:W. ユージン・スミス「水俣」1971

したがって過失責任はない」と主張していた。判決はこれについても、化学工場が廃水を放流する際には、地域住民の生命・健康に対する危害を未然に防止すべき高度の注意義務を有するとして、公害による健康被害の防止についての企業の責任を明確にした。⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾⁽³¹⁾⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾

【新潟水俣病】

昭和11(1936)年に、阿賀野川上流にある昭和合成化学鹿瀬工場で、アセトアルデヒド等の製造が開始された。この工場のプラントは新日本窒素水俣工場のプラントと同種のもので、昭和32(1957)年に昭和電工に吸収合併されるとアセトアルデヒドの生産量が増加した。⁽⁷⁾

昭和38(1963)年に阿賀野川流域で猫踊り病が発生し、劇症型水銀中毒患者が出てきた。新潟大学附属病院の椿忠雄教授は、この病気を「有機水銀中毒」と診断し、昭和40(1965)年に新潟大学医学部の植木光明教授と連名で、新潟県衛生部に報告し、新潟水俣病が公式確認された。昭和電工は農薬説を主張して反論したが、昭和42(1967)年に厚生省に設置された新潟水銀中毒事件特別研究班は、原因は昭和電工の排水である旨の報告書を厚生省に提出した。昭和43(1968)年、新潟水俣病については、調査研究費を支出していた科学技術庁が、新潟水俣病については昭和電工のアセトアルデヒド製造工程で副生されたメチル水銀化合物が中毒発生の基盤であると結論を出し、政府の統一見解として発表した。⁽⁷⁾



昭和電工鹿瀬工場全景



1971年住民側全面勝訴

出所：新潟県ホームページ

昭和42(1967)年に、新潟水俣病の患者が、昭和電工株式会社を相手どって慰謝料請求訴訟を起こした。四大公害裁判の始まりである。そして、昭和46(1971)年に、新潟地方裁判所は、昭和電工は有害なメチル水銀を阿賀野川に排出して、住民にメチル水銀中毒を発生させた過失責任があるとして、原告勝訴の判決を下した。これは、公害による住民の健康被害の発生に対して、企業の過失責任を前提とする損害賠償を認めた画期的な判決となった。⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾

【四日市公害】

昭和30(1955)年、三重県四日市市に石油コンビナートを建設する計画が閣議了解され、塩浜地区の国有地がシェル・三菱両グループに払い下げられた。昭和32(1957)年には第1コンビナートが完成して本格稼働し、第2コンビナートの建設も着工された。⁽⁷⁾

三重県と四日市市は、政府の決定に賛同し、昭和31(1956)年には「三重県工場誘致条例」を施行し、積極的に企業誘致を図った。第1コンビナートは10以上の企業の誘致に成功し、コンビナートは既存の住居地を越えて拡張を続け、住居が工場群に挟まれる形となった。⁽⁷⁾

四日市で最初に問題になったのは、伊勢湾で採れた魚であった。昭和33(1958)年頃より石油臭いと悪評が立ち始めた。昭和35(1960)年には、東京築地の水産物卸売市場で、伊勢

湾の魚は非常に油臭いので、嚴重な検査が必要と通告された。漁場を汚された15の漁業協同組合、4,500人の漁民らは、昭和35(1960)年に「伊勢湾汚水対策漁民同盟」を発足させ、三重県と工場に対する損害賠償請求を掲げた。三重県は、三重県立大学の吉田克己教授を委員長とする「伊勢湾汚水対策推進協議会」を発足させて、調査研究を行い、異臭魚の原因は、コンビナートの排水が魚の体内に吸収・移行して起きるという結論が発表された。昭和39(1964)年に3,600万円の補償が漁業協同組合に支払われることになり、反対運動は沈静化するが、異臭魚は改善されず、漁民らも相次いで廃業した。⁷⁾

昭和35(1960)年に塩浜地区の住民は、四日市市に対し、コンビナートからの煤煙、騒音、振動に対する苦情を訴えた。四日市市は市長の諮問機関として、市議、工場側、学者で構成される「四日市市公害防止対策委員会」を発足させた。昭和36(1961)年になると各工場が燃料を石炭から石油に転換して本格操業を始めたが、石油は中東産原油から精製した硫黄含有率の高い低質な重油であったため、大気汚染物質は黒い煤から白いスモッグに変わり、工場は大気汚染防止装置を備えていないために、住民は高濃度の二酸化硫黄に襲われた。二酸化硫黄は人体に吸い込まれると、気道の粘膜や繊毛を損ない、気管支炎をおこし、慢性気管支炎、気管支喘息へと症状が悪化する。この四日市地域の喘息は、後に「四日市喘息」と呼ばれた。⁷⁾

昭和42(1967)年に、四日市市内の塩浜町在住者が企業6社を被告として、損害賠償請求訴訟を起こした。そして、昭和47(1972)年に津地方裁判所四日市支部は被告企業6社に8,800万円の損害賠償を命ずる判決をした。



四日市コンビナートと(1971年)公害訴訟勝訴報告集会(1972年)
出所:四日市再生「公害市民塾」、環境再生保全機構ホームページ

四日市公害は、四大公害病の内では、唯一の大気汚染を原因とする公害病であり、その背景には、三重県と四日市市が強力に石油化学企業を支援してコンビナートの誘致を実施したこと、第3コンビナートなど工場用地の規模を拡大する建設計画を続けて大気汚染による健康被害があっても効果がある公害対策をしなかったこと、公害病の原因である石油化学企業の取り締まりをしなかったことなどがあげられる。この当時は公害への認識がなかったうえに、他の公害病と比較して、経済の発展を優先していたため、行政機関である

三重県と四日市市が公害裁判で行政責任を問われた点に特徴がある。⁽³⁹⁾

また、四日市市を中心に三重県はコンビナートの建設で、戦後期に驚異の高度経済成長を達成したが、経済発展の代償として住民の健康と生活環境が悪化する悲劇が起きてしまった。汚染物質が100%特定できず、複数の企業がコンビナートで汚染物質を排出しており、どの企業が犯人か因果関係が不明であったこと、さらに、当時(高度経済成長期)は、川崎市のコビナート(川崎公害)地域・岡山県倉敷市の水島コンビナート地域などの日本全国の工業地域でも大気汚染があり、他地域との違いを証明する必要性があったこと、加えて、四日市コンビナートが喘息疾患の原因とする明確な証明も無かったことから、原告勝訴まで時間を要した。⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾

判決の要旨には、①四日市コンビナート付近の塩浜地区住民の生命の危険・身体の危険に考慮しなかった。(注意義務)②明治時代に発生した足尾銅山事件などで人の健康被害の前例があった。(予見可能性)③他の複数の石油化学企業とのばい煙の排出に対する共同不法行為の認定。(共同責任)④人の生命の貴重さ・身体の貴重さから違法性が無いと認められない。(違法性の不存在)⑤世界最高の技術知識を動員してでも、公害発生の防止措置を講ずるべきであった。(予防措置)ことが指摘された。

四日市公害裁判の結果を受けて、国は公害健康被害補償法を作ることとなった。また、全国の大気汚染の被害に苦しんでいた公害患者は、四日市を見習い、公害患者を組織し、反対運動を進めることとなった。⁽³⁸⁾

【公害健康被害補償法】

大気汚染や水質汚濁による被害は、その原因が人為的なものであるため、一般の民事紛争と同様に、訴訟を通じて被害者が大気汚染の原因者に対して民法上の不法行為に基づく損害賠償を求める方途が開かれている。しかし、公害訴訟においては、環境汚染行為と被害の因果関係の科学的究明に困難が伴うことなどから、裁判の結論を得るまでに長期間を要するなどの問題点があった。このため、公害については、原因者に故意・過失が無い場合であっても、環境汚染行為によって受忍限度を超える損害が発生したときは、原因者が損害賠償責任(無過失損害賠償責任)を負うこととし、昭和47(1972)年には大気汚染防止法及び水質汚濁法の一部を改正して法的措置がなされた。しかし、無過失責任損害賠償責任制度が導入されても、被害者は訴訟という手段をとらなければならないし、同制度は制度導入以前に生じた公害健康被害には適用されなかった。⁽³⁸⁾

そこで、民法上の損害賠償制度を補い、被害者補償制度を抜本的に整えるための法律として、昭和48(1973)年に「公害健康被害補償法」が制定された。この法律では、被害者の認定は、①指定地域、②暴露要件、③指定疾病による因果関係によって制度的な取り決めを行っている。補償給付の対象は、大気汚染の影響による疾病(慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎、肺気腫、およびそれらの続発症)が多発した第1種指定地域の被認定患者

と、水俣病、イタイイタイ病および慢性砒素中毒を指定疾病とする第2種指定地域の被認定患者である。昭和62(1987)年の法改正により第1種指定地域の解除が行われ、大気汚染に係る新規患者の認定は行われないこととなったが、それ以前の被認定患者については引き続き所定の補償給付が行われている。

なお、本制度では補償給付や公害保健福祉事業に必要な費用を汚染原因物質の排出者から徴収することとなっており、第1種指定地域の指定疾患に係る汚染負荷量賦課金と第2種指定地域の指定疾病に係る特定賦課金がある。⁽³⁸⁾

2.8 四大公害訴訟の判決から公害国会へ

【四大公害訴訟判決と公害対策の転換】

四大公害は、いずれも1960年代後半に被害者らを原告とした損害賠償請求訴訟が提起された。各訴訟において公害事件における因果関係や責任追及、共同不法行為、損害賠償などに関する基本的な考え方が示され、公害対策基本法の制定や改正に大きな影響を与えた。そして昭和48(1973)年までに示された判決は、いずれも被告企業が敗訴し、損害賠償を命じられた。環境・公害行政に対しても強い反省を促すとともに、公害の恐ろしさ、悲惨さを具体的に明らかにした四大公害は、単に経済規模や工業生産力を求めるのではなく、福祉水準の向上が必要という国民の認識を高めた。⁽⁷⁾

昭和43(1968)年に、日本の国民総生産(GNP)は西ドイツを抜き、米国に次ぐ世界第2位

四大公害裁判

発生地	イタイイタイ病 (富山県神通川流域)	水俣病 (熊本県水俣市)	新潟水俣病 (新潟県阿賀野川流域)	四日市ぜんそく (三重県四日市市)
原因企業	神岡鉱山亜鉛精錬所 (三井金属鉱業)	新日本窒素肥料 (チッソ、JNC)	昭和電工 (新潟昭和)	石原産業、中部電力、昭和四日市石油、三菱油化、三菱化成工業、三菱モントサント化成
原因物質	カドミウム(水質汚濁)	メチル水銀化合物(水質汚濁)		硫黄酸化物(大気汚染)
症状	骨軟化症、腎臓機能障害	手足のふるえ、感覚障害、聴力障害、運動失調、視野狭窄、平衡機能障害、言語障害		気管支炎、気管支ぜんそく、咽喉頭炎等呼吸器疾患、肺気腫
発生時期	1910年頃	1953年頃 1956年公式確認	1965年	1959年
裁判提訴	1968年	1969年	1967年	1967年
争点	・因果関係の立証	・被告の責任 (因果関係は被告が認めた)	・因果関係 ・故意又は過失責任	・共同不法行為の成立 ・故意又は過失責任 ・因果関係
判決	1972年 患者全面勝訴 ・疫学立証法で相当因果関係を立証	1973年 患者全面勝訴 ・被告の注意義務違反による過失責任	1971年 患者全面勝訴 ・原因物質と汚染経路の状況証拠から因果関係認定 ・人の生命身体の安全確保に対する企業の注意義務違反による過失責任	1972年 患者全面勝訴 ・被告6社の共同不法行為を認めた ・立地上の過失と注意義務違反による過失責任

となった。しかし一人当たりの国民所得はまだ世界第20位前後で、国民には経済大国になった自覚がなかった。経済成長に伴う重化学工業化、モータリゼーション、都市化の進展は、国民生活にとっては、公害問題のみならず、地価の高騰、住宅難、通勤通学難、交通事故の多発など負の面が多くあり、世論調査でも、高度経済成長に対する賛否は、昭和45(1970)年には賛成が33%、反対が45%で反対が賛成を上回った。⁽⁷⁾

昭和45(1970)年の大阪万国博覧会の記者会見で、佐藤栄作内閣総理大臣は、「公害防止は経済の発展と並行して進める。企業がつぶれてはならない。」と述べた。しかし、激化する公害に対して有効な公害防止対策を講じない政府に、国民の不満は募り、内閣の支持率が20%台に低下した。地方自治体の首長選挙では公害対策が争点となり、東京都や横浜市、川崎市、大阪市、京都市など各地で多くの革新系首長が誕生し、四大公害訴訟の判決結果とも相まって、公害問題をめぐる情勢は緊迫し、対応を誤れば政権崩壊に発展する可能性を生じていた。同年、佐藤総理は国会の施政方針演説の中で、「今後の政策の基調を『福祉なくして成長なし』という理念に求めたいと考えております。もとより、経済の成長が福祉を達成するための手段であることは申すまでもありませんが、我が国のように経済のスピードが速く、かつその規模が急速に拡大した社会においては、積極的に生活環境の改善を図ることが必要であります。」と述べ、かつての「経済調和」の上での公害対策という考えを転換した。⁽⁷⁾

【公害国会】

昭和45(1970)年7月に、佐藤総理は総理直属の公害対策本部を設置した。公害対策本部は、補正予算案を組んで公害防止対策を推進し、コンビナート地域の公害防止計画を策定し、公害関係法令の作成作業と環境行政を一元化するための環境庁設置の準備を進めた。

昭和45(1970)年11月の臨時国会(第64回国会)は、公害国会と呼ばれ、14本の公害関係法令を成立させた。これに先立ち、昭和42(1967)年に深刻化する公害問題に対応するため、公害対策基本法を成立させたが、同法では生活環境の保全を「経済の発展と調和」(経済調和条項)を図りつつ行うとされていたが、公害国会では同法の改正も行われ、経済調和条項は削除された。⁽⁷⁾

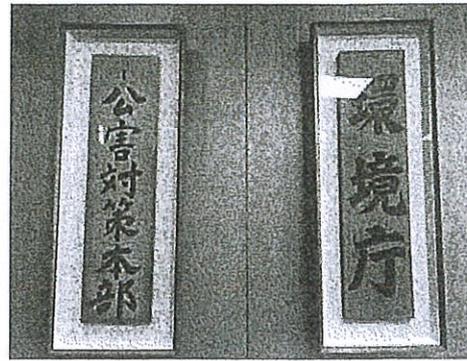
『環境庁10年史』によれば、公害対策基本法の改正を受けて、この14

公害国会成立法

公害国会で成立した公害対策等に関する法律	
1	農薬取締法の一部を改正する法律
2	毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律
3	公害対策基本法の一部を改正する法律
4	公害防止事業費事業者負担法
5	大気汚染防止法の一部を改正する法律
6	騒音規制法の一部を改正する法律
7	海洋汚染防止法
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
9	水質汚濁防止法
10	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
11	自然公園法の一部を改正する法律
12	下水道法の一部を改正する法律
13	人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律
14	道路交通法の一部を改正する法律

法案の内容は、当時の公害とそれをめぐる社会的、政治的状況を反映した極めて広範かつ画期的なものとなった。その主な内容として、次の6点が挙げられている。①「経済調和条項」を公害関係法から削除したことをもって、公害防止への国の基本的な姿勢を明確化したこと、②「典型公害」に土壤汚染を追加するなど公害の範囲を拡大したこと、③大気汚染などに対して全国規制を導入したほか、規制対象物質の拡大を図ったこと、④自然公園における規制の充実を図るなど自然環境の保護を強化したこと、⑤公害の原因となる事業活動に厳しい規制措置を採り、公害防止事業についての事業者の費用負担義務を具体化・明確化したこと、⑥地方政府に上乘せ規制の権限や基準遵守のための強制権限を委譲したこと。⁽⁴²⁾

また、公害国会において14本の公害関係法案が成立した経緯について、昭和45(1970)年に佐藤総理が公害対策本部長に、仕切り役の副本部長には公害担当国務大臣として山中貞則が就き、佐藤内閣の「政治の姿勢」が示された。このことは、省庁ごとの行政的対応の限界を乗り越える動きであり、中央政府における公害規制は、省庁間対立をはらみながらも行政が先行したが、政治の「問題」として自民党や政府で認識が広がり、かつ佐藤総理が決断したことにより、公害国会の開催(そして環境庁の設置という「調整組織の再構成」)まで急速に進んだと分析されている。⁽⁴³⁾そして、この帰結は、昭和46(1971)年の環境庁設置法の成立と環境庁の発足、既述した昭和48(1973)年の公害健康被害補償法成立にも寄与することとなった。



環境庁発足
出所:環境省資料

2.9 公害から地球環境問題へ

【国連人間環境会議】

昭和47(1972)年に、スウェーデン・ストックホルムにおいて国連人間環境会議が開催され、環境に関する権利と義務、天然資源の保護、野生生物の保護、有害物質の排出規制、海洋汚染の防止など26項目からなる人間環境宣言が採択された。これを受けてワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動物の保護)、ラムサール条約(水鳥の生息地として重要な湿地の保護)、ロンドン・ダンピング条約(廃棄物等の投棄に



国連人間環境会議(1972年)
出所:平成3年版図で見る環境白書

3. そして今、そこにある危機を考える

- (1) 市場熱狂も偏る恩恵 資料 1
 - ・ 2025 年 10 月 28 日 中日新聞 3 面記事

- (2) このままでは、100 年間（2020～2120 年）で日本人人口は 8 割減！ 資料 1
 - ・ 河合雅司著「縮んで勝つ・人口減少日本の活路」より

- (3) 廃棄物・資源循環分野の 2050 を考える（2050 年までに何が起こる—一般廃棄物処理の未来—） 資料 1
 - ・ 月刊廃棄物 2025 年 10 月号 P40～P41

- (4) IPCC 第 6 次評価報告書 P1～P5（2 枚） 資料 2

- (5) 2023 年 7 月のグテーレス事務総長の発言
2024 年 6 月のクテーレス事務総長の発言 資料 3

市場熱狂も偏る恩恵

日経平均株価が5万円を突破した。高市政権が掲げる経済政策への期待感が先行し相場を押し上げた。ただ株高の恩恵は投資に積極的な富裕層らに偏る。先進国では異例の賃金低迷が続く中、株式市場の熱狂とは裏腹に不安感も広がっている。

電話

東証初の5万円台

「(5万円超えは)デフレからの完全脱却になる。ここからが本当の日本経済のスタートだ」。東京都中央区の岩井コスモ証券。市場が開く直前、八木利通営業副本部長は社員らを激励した。市場が開いた午前9時過ぎに5万円台に到達す

核心

ると、顧客からの注文の電話が鳴りやまない中、フロア中が注文を取る手を止めて拍手で祝った。

ただ今後も日経平均が順調に上昇を続けるかは予測を許さない。年初から1万円以上の値上がりで過熱感否めず、連立政権を組む自民党と日本維新の会による政策協議の難航や米中対立など不安要因も事欠かない。

日経平均

50512.32
+1212.67

5万0500円台に達した日経平均株価の終値を示すモニター＝27日午後、名古屋市中区で

一方、消費者の生活は厳しい。日銀の9月の生活意識アンケートによると、1年前と比べ現在の暮らし向きに「ゆとりが出てきた」と答えたのは4・5%。「ゆとりがなくなってきた」は56・1%に上った。生活を圧迫する大きな要

物価上昇に賃上げ追いつかず

因が、賃上げが物価上昇に追いついていないことだ。厚生労働省の毎月勤労統計調査(従業員5人以上)によると、物価変動を考慮した実質賃金の水準は、1990年以降のピークである96年から2024年には約15%も低下した。現在の株高は、企業が固定費増につながる大幅な賃上げに二の足を踏む一方で株主還元にまい進してきたことの裏返しともいえる。

格差

茨城県守谷市に住み、食べ盛りの小中学生2人を育てる男性会社員(43)は食料

世界が驚くほどの戦後復

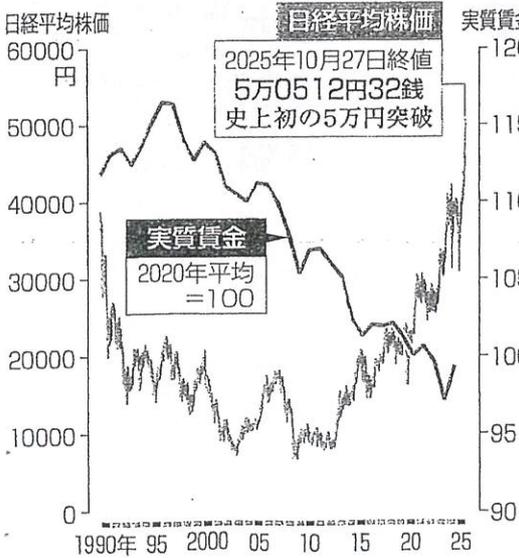
品価格の高騰に加え、子ども部活動遠征に必要な宿泊費なども生活を圧迫しているという。「収入を増やすため最近転職し、何とかやりくりしている。老後は気になるが、資産運用など縁遠い話だ」と漏らす。日本証券業協会が24年に実施した調査によると、株式などの有価証券の保有率は24・1%にとどまる。保有するのは富裕層が中心とみられ「預貯金のみを持つ家計が多い中で、経済格差は広がっていく」(第一生命経済研究所の藤代宏一主任席エコノミスト)。

脱落

「1980年代ごろまでは日本の国際的な地位は非常に高かった。現在はどんどん貧しくなり、先進国から脱落しつつある」。日本経済を長年見続けてきた一橋大の野口悠紀雄名誉教授は嘆く。

脅威と見なされた日本経済から活力が失われて久しい。バブル崩壊と金融危機をきっかけに企業の積極姿勢は失われ、デフレが長期化。2000年前後の就職氷河期に正社員になれず、現在まで非正規の立場に置かれている労働者が多数存在するなど、なお傷が残る。東京商工リサーチによると、25年4～9月の全国企業倒産件数(負債額1千万円以上)は12年ぶりの高水準となった。世界での存在感も低下しつつあり、国際通貨基金(IMF)の予測では、かつて世界2位だった名目国内総生産(GDP)は26年、インドに抜かれ5位に転落する。

実質賃金と日経平均株価の推移



人工知能(AI)のような世界経済をけん引する分野で米中などに水をあけられた日本。多くの人が安定した生活を送れる経済構造の構築が急務だが、解は見えない。

衝撃シミュレーションPart①

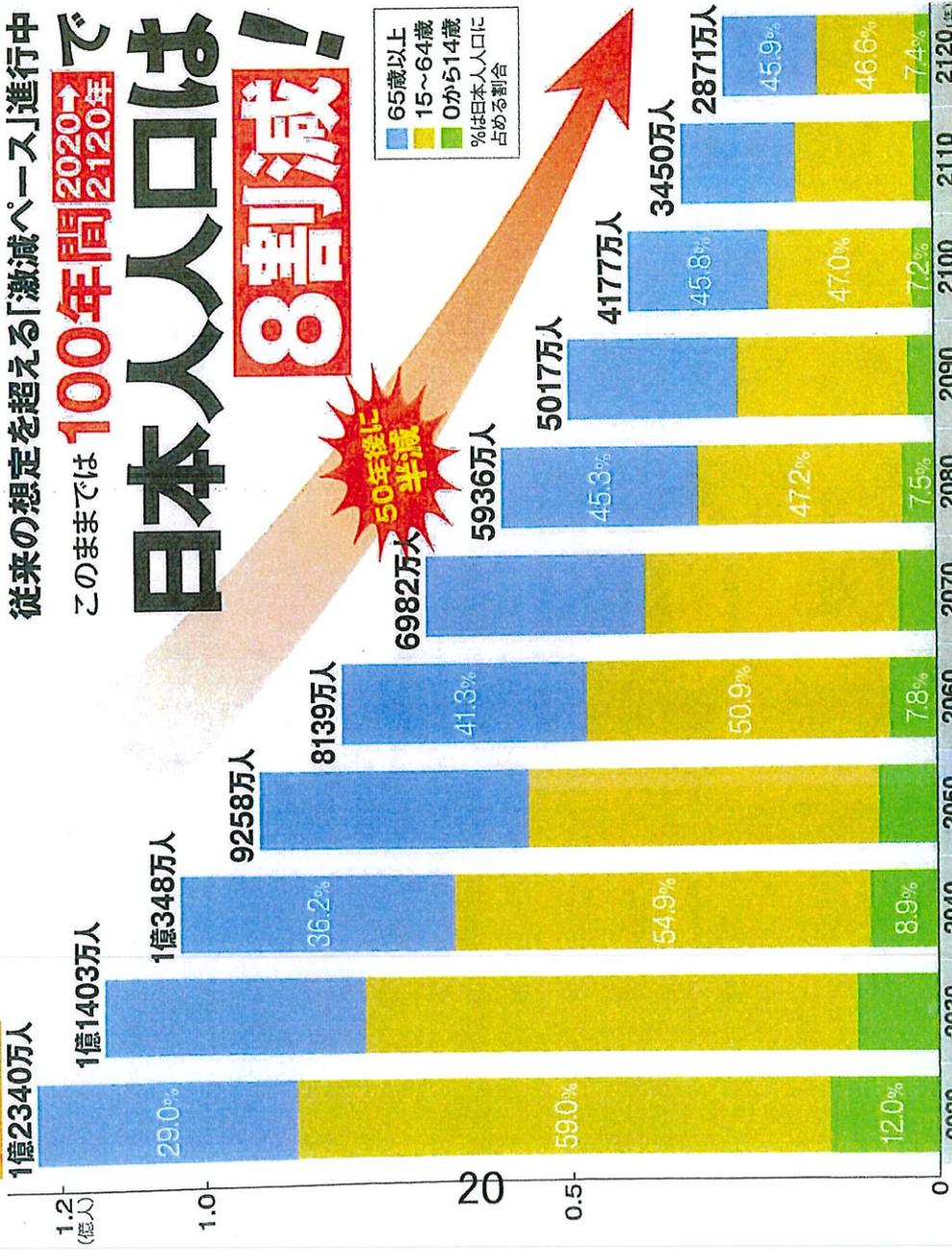
従来の想定を超える「激減ペース」進行中

このままでは**100年間**2020→2120年

日本人人口は8割減!

出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2023年「出生低位・死亡高位推計」)

日本人人口



50年後に半減

出生数 72.7万人 (2023年)

出生数激減ペース -4.54% が続けば2120年は **わずか8013人**になる!

出生数 52.5万人 (2030年)

出生数 33.0万人 (2040年)

出生数 20.7万人 (2050年)

出生数 13.0万人 (2060年)

出生数 8.2万人 (2070年)

出生数 5.1万人 (2080年)

出生数 3.2万人 (2090年)

出生数 2.0万人 (2100年)

出生数 1.3万人 (2110年)

出生数 0.8万人 (2120年)

出所：出生数人口減少対策総合研究所試算。2023年のみ厚生労働省「人口動態統計」(概数)

河合雅司
Kawai Masashi

縮んで勝つ
人口減少日本の活路

小学館新書

廃棄物・資源循環分野の

2050を考える

第23回 2050年までに何が起ころ？
——一般廃棄物処理の未来——

東京サーキュラーエコノミー推進センター
アドバイザー



古澤康夫

本誌が創刊された1975年という、日本経済が第一次オイルショックの衝撃を何とか乗り越えようとしていた時期である。その5年前には「21世紀は日本の世紀」と予測されていたし、その数年後には「ジャパン・アズ・ナンバールワン」と称されるようになる。21世紀の最初の四半世紀を経たいまの時点で振り返ってみると、全部ハズレだった。念のため言っておくと、別に当時の若者はバラ色の未来を信じていたわけではない。未来をバラ色に塗りたが

るのはいつも大人だけだ。

そもそも人間社会の未来は私たち自身がつくっていくもので、予測できるものではない。

ただし、ほぼ確実に起きると言える事象もある。2050年までの廃棄物処理や資源循環はそれらに対処していかななくてはならないだろう。

人口減少・高齢化の進行

まず確実なのは人口減少である。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、出生高位であっても2050年の人口は1億1000万人を切り、65歳以上人口の比率は38%に達する。加えて、東京をはじめとした都市部への人口集中が予測されており、特に生産年齢人口については南関東ブロックの比率が36%を超える。政府が少子化対策に加えて地方創生を掲げるのは当然のことだ。

昨年12月の関係閣僚会合で決定された『循環経済への移行加速化パッケージ』には、「全国各地の製造業と廃棄物処理・リサイクル業が有する高い技術力を生かし、地域ごとに特徴ある循環資源や再生可能資源を活用した新たな資源循環の取組を広げていくことは、まさに我が国の強み

を生かし、地方創生の起爆剤となり得るものである。」とある。

資源循環のための地域レベルの取り組みがコミュニティの維持に役立つ、あるいは新たな静脈産業が地域経済に寄与するというのはある程度まではそのとおりなのだろうが、ただ循環経済が「地方創生の起爆剤」というのはいささかバラ色が濃すぎる。

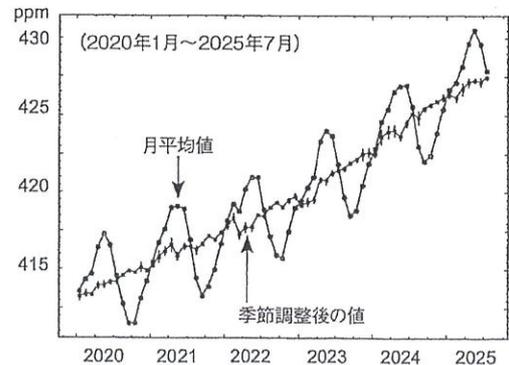
むしろ、過疎化・高齢化がさらに進む地域で、どうやって廃棄物処理を維持し、資源循環を高度化していくかが課題だ。

重要な方策は広域化・集約化である。併せて、集約化された施設までの静脈物流をどう構築するか、特に過疎地域での循環資源や廃棄物の回収をどうしていくかが課題であろう。

動脈側ではすでにマイクロデポ、ドローン配送、自動運転など、さまざまな試みが行われているようである。過疎地域においては、各家庭に商品をお届けするラストワンマイルと、各家庭から循環資源を回収するファーストワンマイルを一体的に考えていくことも必要ではないだろうか。

また、島しょ地域や過疎地域ではどうしても物流コストが高む。それを日本全体で負担していく方法も考えていくべきだろう。そうでないと

ハワイ・マウナロアの大气中CO₂濃度



出所:アメリカ海洋大気局HP

循環経済は、地方創生どころか、都市部でのみ成り立つ仕組みになってしまいかねない。

気候変動

気候変動がさらに進むことも確実である。どこまで進むかは、これらの温室効果ガス削減で決まる。

UNEPのレポートによると、各国が提出している削減目標が履行され、かつ、各国のゼロエミッション目標が達成されるというかなり楽観的な見通しに立った場合には、産業革命前の水準に比べてプラス2度を超える可能性は20%に抑えられるとい

う。ただし、プラス1・5度を超える状態になる可能性は77%に達する。すでに昨年はプラス1・5度を超えた。まだ1年だけのことだが…。

さて、これまでも何度か指摘してきたが、自治体は各地域で脱炭素化をリードすべき立場にある。ゼロカーボンシティを宣言している自治体も多い。自治体自身の事業から生じる温室効果ガスの削減には真っ先に取り組まなければならないはずだ。

自治体の事務事業のなかで最大の温室効果ガス排出源は、一般廃棄物中のプラスチックや化学繊維の焼却である。だからこそプラスチックの3Rには徹底的に取り組まなければならない。単に一括回収が循環交付金の要件になっているからという話ではないはずである。

しかし、汚れが取れずに分別基準に適合しないプラもあれば、紙や金属などと一体化しているものや複層フィルムなどもある。また、最近は飲料ボトル以外でもPET樹脂の容器が増えているが、これらは材料リサイクル施設では残さとなり、熱回収にまわってしまう。

こうなると製品設計段階での対策やリサイクル設備の高度化が不可欠で、自治体だけではどうしようもな

い。だからこそ、自治体(市町村と都道府県)と産業界(動脈+静脈)の連携が必要となってくる。

災害廃棄物

気候変動で豪雨が増加し、洪水のリスクが上がり、去年も今年も各地で立て続けに豪雨災害が発生している。日本近海の海水温の上昇で雨雲が急速に発達したという報道が増えている。今後同じような傾向は続くだろうから、風水害に係る災害廃棄物対策の重要度も高まっていく。

もちろん、震災廃棄物もある。南海トラフや首都直下といった巨大地震が近い将来に高い確率で起きる。そこで発生する災害廃棄物の量は膨大である。南海トラフ災害廃棄物の想定値は津波堆積物を含めて2億2000万t。全国の一般廃棄物(ごみ)の年間排出量の5倍以上である。

◇ ◇ ◇
人口減・高齢化、気候変動に災害リスクの3点セット。これを自治体廃棄物行政から読み替えれば、一層の財政難・人員不足のなかで、より高度な資源循環が要求され、頻発する災害廃棄物対策にも当たらなければならないということになる。

そんななか、今年の6月に閣議決定された『地方創生2・0基本構想』には一歩踏み込んだ文章が入った。少し長いけれども大事なところだから引用しておく。

「…行政が担う役割や守備範囲は拡大し続け、地方公共団体は、必要な人員や体制の配置が求められてきた。こうした中で、地域の人口減少、担い手不足等が制度運営上の大きな課題として顕在化している。

法令に基づく事務処理を、効率的・効果的に実施できるようにし、個々の市町村における基本的な行政サービスの提供に係る負担を軽減するところが、地方創生の推進のためにも求められている。各分野の個別の事務について、それぞれの事務や地域に適した形で、垂直補完や水平連携、デジタル技術の活用等の取組を進めるとともに、市町村の体制や、国・都道府県が処理する他の事務との共通性等も踏まえ、地方公共団体と協力して、国・都道府県・市町村の役割分担や制度の枠組みの見直しまで踏み込んだ議論を進め、必要な対応を講じていく。」

この議論、地方分権の考え方とどう一致させるのか、賛否両論があるだろうとは思う。

ただ、自治体が相互の水平連携を強化していかなくてはならないというのはその通りだし、その際に都道府県が果たすべき役割はさらに重要になってくるだろう。

それに循環経済をどう構築していくかは一般廃棄物・産業廃棄物の区分とは次元が異なる課題だ。明治の汚物掃除法以来の市町村処理責任だけに対応できることではない。

波乱万丈の予感、Be Ambitious!

こうやって考えていくと、どうやら2050年までの一般廃棄物処理の航路は波乱万丈の予感がする。

逆に考えれば、それだけやりがいがある仕事ということだ。

循環経済に向けて、或いは脱炭素を目指して、新たなビジネスを立ち上げる若い起業家の方にお会いすることがある。あるいは意欲ある若手自治体職員が地域で頑張っている姿も拝見する。時には循環経済に向けて何をすべきか悩んでいる方もいる。未来はそうやって拓かれていくのだろう。バラ色に塗ってみせる必要はない。

循環経済を目指すうえで一番たいせつなことは「わくわく感」だ。W

IPCC 第6次評価報告書 (AR6)

統合報告書 (SYR) の概要

2024年11月版

環境省 地球環境局

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) とは



- 世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)により、1988年に設立された政府間組織。2023年3月現在、**195の国と地域が参加**
- 気候変動に関する最新の科学的知見を評価
 - 自ら研究を行うのではなく、世界中の研究者の協力の下、出版された文献(科学誌に掲載された論文等)に基づいて、定期的(5~8年ごと)に評価報告書を作成
 - 第6次評価報告書の執筆には、**世界各国の第一線の研究者が約800名(WG1~3)参加**
 - 国連気候変動枠組条約(UNFCCC)をはじめとする**国際交渉**や、**各国政府の国内政策の科学的な基礎情報**として、世界中の政策決定者が引用
 - 各**報告書は**、政府・専門家によりドラフトの査読及び**各国政府が参加する総会での承認・採択・受諾**を経て、公表
- 第6次評価報告書(AR6)サイクルにおける主な報告書
 - 1.5°C特別報告書・・・2018年10月公表
 - WG1報告書(自然科学的根拠)・・・2021年8月公表
 - WG2報告書(影響・適応・脆弱性)・・・2022年2月公表
 - WG3報告書(気候変動の緩和)・・・2022年4月公表
 - 統合報告書・・・2023年3月公表



※IPCCの下には3つの作業部会(WG)及びインベントリタスクフォースが設置されている。各評価サイクルにおいて、3つのWGによる報告書と、それらの知見をまとめた統合報告書が作成される。

AR6統合報告書の主なメッセージ（現状と傾向）



- ◆ 人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1°Cの温暖化に達した。
- ◆ 大気、海洋、雪氷圏、及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっている。人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている。このことは、自然と人々に対し広範な悪影響、及び関連する損失と損害をもたらしている。
- ◆ 2021年10月までに発表された「国が決定する貢献(NDCs)」によって示唆される2030年の世界全体のGHG排出量では、温暖化が21世紀の間に1.5°Cを超える可能性が高く、温暖化を2°Cより低く抑えることが更に困難になる可能性が高い。

観測された物理的な気候変動の人間の影響への原因特定



図 SPM.1: (b)

2

AR6統合報告書の主なメッセージ（長期的・短期的応答）

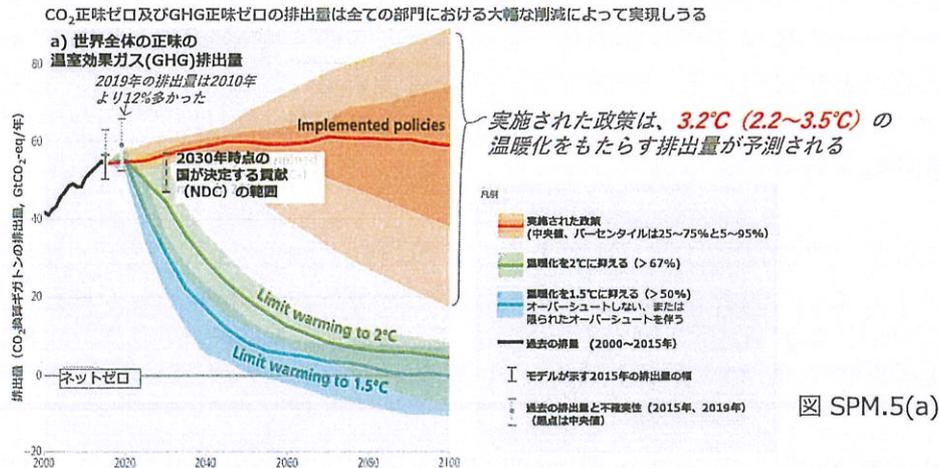


- ◆ 継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、考慮されたシナリオ及びモデル化された経路において最良推定値が2040年（※多くのシナリオ及び経路では2030年代前半）までに1.5°Cに到達する。
- ◆ 将来変化の一部は不可避かつ/又は不可逆的だが、世界全体の温室効果ガスの大幅で急速かつ持続的な排出削減によって抑制しうる。
- ◆ 地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達する。
- ◆ 温暖化を1.5°C又は2°Cに抑制しうるかは、主にCO₂排出正味ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量と、この10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる。
- ◆ 全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じている。この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ。
- ◆ 気候目標が達成されるためには、適応及び緩和の資金はともに何倍にも増加させる必要があるだろう。

AR6統合報告書の主なメッセージ（緩和の経路）



- ◆ 温暖化を1.5°C又は2°Cに抑えるには、この10年間に全ての部門において**急速かつ大幅で、ほとんどの場合即時の温室効果ガスの排出削減が必要**であると予測される。世界の温室効果ガス排出量は、2020年から遅くとも2025年までにピークを迎え、世界全体でCO₂排出量正味ゼロは、1.5°Cに抑える場合は2050年初頭、2°Cに抑える場合は2070年初頭に達成される。



温暖化を1.5°C又は2°Cに抑える経路における温室効果ガス (GHG) 及びCO₂削減量 (2019年比)

		2019年の排出水準からの削減量 (%)			
		2030	2035	2040	2050
オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5°C (>50%) に抑える	GHG	43 [34-60]	60 [49-77]	69 [58-90]	84 [73-98]
	CO ₂	48 [36-69]	65 [50-96]	80 [61-109]	99 [79-119]
温暖化を2°C (>67%) に抑える	GHG	21 [1-42]	35 [22-55]	46 [34-63]	64 [53-77]
	CO ₂	22 [1-44]	37 [21-59]	51 [36-70]	73 [55-90]

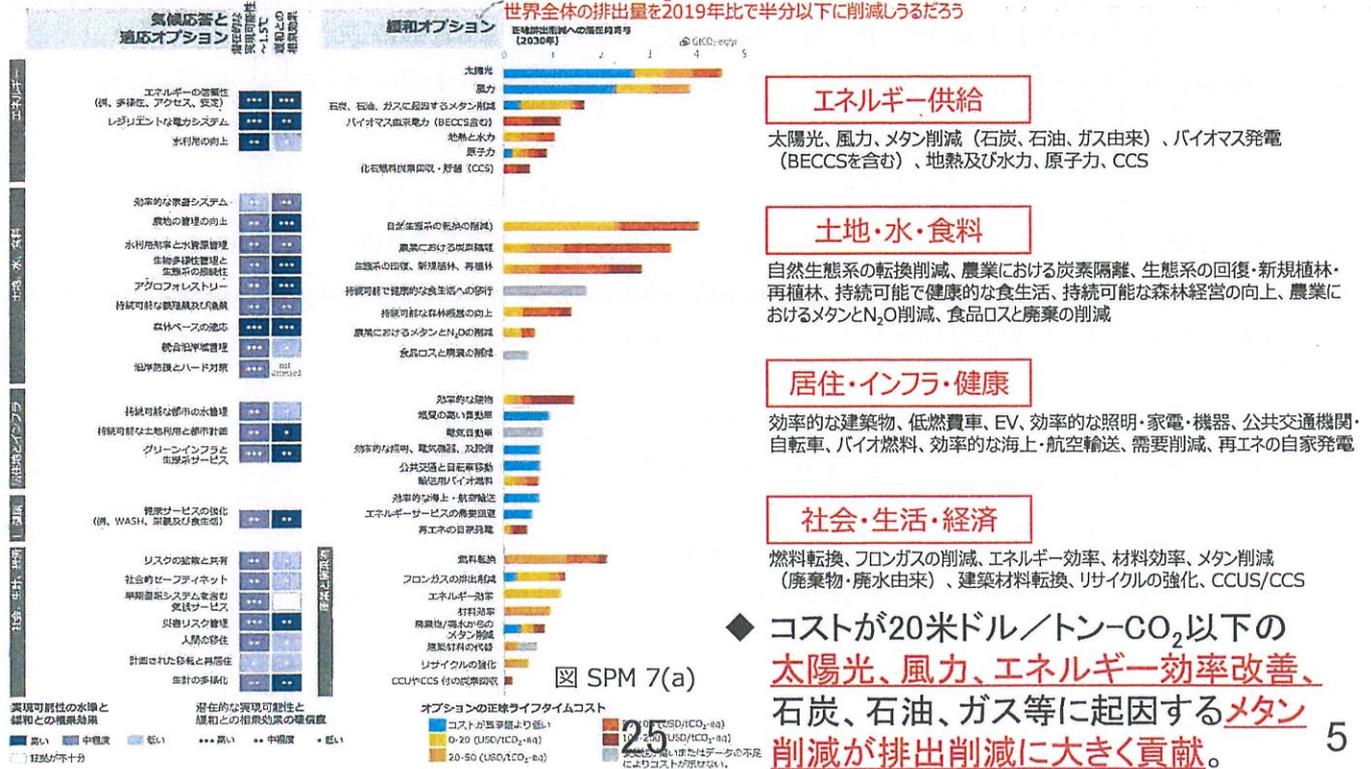
AR6統合報告書の主なメッセージ（緩和・適応オプション）



- ◆ 実現可能で、**効果的かつ低コストの緩和と適応のオプションは既に利用可能**だが、システム及び地域にわたって差異がある。

気候対策のスケールアップする機会は数多く存在する

a) 短期的な気候応答と適応の実現可能性と緩和オプションのポテンシャル 100米ドル/トン-CO₂以下のオプションによって2030年までに世界全体の排出量を2019年比で半分以下に削減しうるだろう



記者会見におけるアントニオ・グテーレス国連事務総長発言

(ニューヨーク、2023年7月27日)

おはようございます。人類は猛暑による窮地に立たされています。本日、世界気象機関(WMO)と欧州委員会のコペルニクス気候変動サービスは、7月が人類の歴史において観測史上最も暑い月となることを裏付ける、公式なデータを発表する予定です。これは今月末を待たずとも明らかです。今後数日間にミニ氷河期でも来ない限り、7月はこれまでの観測記録を全面的に塗り替えるでしょう。

本日発表されるデータによれば、7月はすでに、観測史上最も暑い3週間、観測史上最も暑い3日間、そしてこの時期の過去最高の海水温を記録しています。その影響は明らかであり、悲劇的です。子どもたちはモンスーンの雨に流され、家族は火災から逃げ惑い、労働者たちは焼け付くような暑さの中で倒れています。

北米、アジア、アフリカ、ヨーロッパの大部分にとって、この天候は狂った夏です。地球全体にとっては、災害です。そして科学者にとっては、明白です。つまり、その責任は人類にあるのです。これらはいずれも、これまでの予測や度重なる警告と完全に一致しています。唯一の驚きは、その変化の速さです。気候変動とは、今ここにあり、まさに恐怖です。そしてこれは、始まりにすぎません。

地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したのです。呼吸ができないほどの空気。耐え難い高温。化石燃料から得る利益と気候変動に対する不作為のレベルを受け入れることは、到底できません。指導者たちは先導しなければなりません。もはや躊躇は要りません。言い訳も不要です。誰かが先に動くのを待つのは、もうやめましょう。そんな時間は、もうありません。

世界全体の気温上昇を1.5°Cに抑え、気候変動の最悪の事態を回避することは、まだ可能です。しかしそれは、劇的かつ即時の気候行動を講じてこそです。いくつかの前進は見られます。再生可能エネルギーの力強い展開、海運などの部門での前向きな一歩。しかしいずれも、進展が不十分で、スピードが不足しています。加速度的に上昇する気温に対しては、行動を加速させることが必要です。

この先、非常に重要な機会がいくつかあります。アフリカ気候サミット、G20サミット、国連気候野心サミット、そして国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)です。しかし、指導者たち、とりわけ世界の排出量の80%に責任を負うG20諸国は、気候行動と気候正義を強化しなければなりません。それは、具体的にはどのようなことでしょうか。

第一に、「排出量」です。G20諸国は、野心的な排出削減目標を国ごとに新たに設定する必要があります。そしてすべての国が、私が提唱した「気候連帯協定」と「アクセラレーション・アジェンダ」に従って行動を起こすことが必要です。先進国は2040年にできるだけ近い時期に、新興経済国は先進国から支援を受けながら2050年にできるだけ近い時期に、排出量正味ゼロを達成することを約束できるよう、行動を早送りさせるのです。

そして、すべての当事者が団結して、化石燃料から再生可能エネルギーに向けた公正で公平な移行を加速させなければなりません。石油・ガスの拡大や、新たな石炭・石油・ガスへの資金拠出・許認可をやめるのです。また、経済協力開発機構（OECD）加盟国は 2030 年までに、その他の国は 2040 年までに石炭から撤退するための、信頼できる計画を提示することも必要です。再生可能エネルギーにおける野心的な目標は、1.5°C の上限に整合したものでなければなりません。そして、地球上のあらゆる人々に手ごろな価格の電力を供給すべく取り組む中、排出量正味ゼロの電力を先進国は 2035 年までに、その他の国々は 2040 年までに実現しなければなりません。

政府以外の指導者たちによる行動も必要です。私は企業、都市、地域、金融機関に対し、「ハイレベル専門家グループ」が提示した国連の排出量正味ゼロ基準に完全に整合する、信頼できる移行計画を携えて気候野心サミットに参加するよう要請します。

金融機関は、化石燃料への融資、引受、投資をやめ、代わりに再生可能エネルギーへと移行しなければなりません。そして化石燃料企業は、バリューチェーン全体の詳細な移行計画を含めた、クリーン・エネルギーへの移行に向けた計画を立てねばなりません。グリーンウォッシング（見せかけだけの環境配慮）はもう要りません。ごまかしも要りません。排出量正味ゼロに向けた提携を妨害するために独占禁止法を曲解して乱用するのも、もうやめましょう。

第二に、「適応」です。異常気象は、ニューノーマル（新常態）になりつつあります。すべての国がそれに伴う、焼け付くような暑さ、命を脅かす洪水、暴風雨、干ばつ、猛火に対応し、国民を守らねばなりません。最前線にいる国々、つまりこの危機に最も寄与していないにもかかわらず、危機に対処する資源が最も少ない国々が、対応と国民の保護に必要な支援を受けられるようにしなければなりません。

今こそ、何百万もの人命を気候（変動による殺りく）から救うべく、適応に向けた投資を世界的に急拡大させる時です。そのためには、脆弱な立場に置かれた開発途上国の優先課題や計画をめぐり、前例のない協調が求められます。気候変動対策資金の少なくとも半分を適応に充てるための第一歩として、先進国は、2025 年までに適応資金を倍増させる、明確かつ信頼できるロードマップを示さなければなりません。私たちが昨年立ち上げた行動計画を実施することで、地球上のすべての人々が 2027 年までに早期警報システムによってカバーされなければなりません。そして各国が、適応に関する国際的な行動と支援を動員するための、一連の世界的な目標を検討すべきです。

それが行動の加速に向けた第三の分野、「資金提供」へとつながります。国際的な気候変動対策資金に関してなされた約束は、守られなければなりません。先進国は、気候変動対策支援のために年間 1,000 億ドルを開発途上国に提供し、「緑の気候基金」を十分に補充する約束を守らねばなりません。私は、目下のところ G7 諸国のうちカナダとドイツの 2 カ国しか資金補充の誓約を履行していないことを懸念しています。各国はまた、今年の COP28 で「損失と損害基金」も稼働させなければなりません。もはや遅らせることはできず、言い訳も要りません。

さらに広く見渡せば、多くの銀行、投資家、その他の金融関係者が、汚染者たちに報酬を与え、地球を破壊させ続けています。気候行動の加速を後押しするために、グローバル金融システムを軌道修正する必要があります。これには、カーボンプライシングや、国際金融機関に対してその事業モデルやリスクに対するアプローチを全面的に見直すよう促していくことが含まれます。

国際金融機関は、その基金を活用し、より多くの民間資金を開発途上国向けに適正な利率で動員して、再生可能エネルギー、適応、損失と損害に対する資金提供を拡大させる必要があります。これらすべての分野において、政府、市民社会、企業などが、連携して職務を果たすことが必要です。私は、9月に開催される気候野心サミットのために、「アクセラレーション・アジェンダ」の「ファースト・ムーバーおよびドゥーワー」（先行者および実行者）たちをニューヨークに迎えるのを楽しみにしています。また、指導者たちが、私たちの眼前の事実はどう対処するのかを聞くことも楽しみにしています。それが（このサミットの）参加費です。

エビデンスは至る所にあります。人類は破壊を解き放ったのです。しかし、これにより絶望を駆り立ててはなりません。行動を駆り立てるのです。最悪の事態を食い止めることは、まだできます。しかしそのためには、「燃えるような暑さの一年」を「燃えるような野心の一年」に変えていかねばなりません。そして、気候行動を今すぐ加速させなければならないのです。

気候行動に関するアントニオ・グテーレス国連事務総長の特別演説：「真実の時」

(ニューヨーク、2024年6月5日)

地球上の友人の皆様、今日は「世界環境デー」です。

また今日は、欧州委員会のコペルニクス気候変動サービスが、2024年の5月が観測史上最も暑い5月となったことを正式に報告した日でもあります。

これにより、史上最も暑い月が12カ月連続したことになります。

この一年、カレンダーをめくるたびに、気温上昇が見られました。

私たちの地球は、何かを伝えようとしています。しかし、私たちは耳を傾けていないようです。

友人の皆様、アメリカ自然史博物館は、そのことを語る上で、理想的な場所です。

この偉大な博物館は、私たちの自然界について、そして数十億年にわたり地球上の生命を形成してきたとてつもない力について、すばらしい物語を伝えています。

人類は、長い歴史の、ほんの一瞬の存在にすぎません。

しかし、恐竜を絶滅させた隕石のように、人類は並外れた影響をもたらしています。

気候についてみれば、私たちは恐竜ではありません。

私たちは、隕石です。

私たちが危険にさらされているだけでなく、私たちが危険そのものなのです。

しかし私たちは、解決策でもあります。

ですから、友人の皆様、私たちは今、「真実の時」を迎えています。

真実は、「パリ協定」が採択されてから10年近くが経過し、長期的な地球温暖化を1.5°Cに抑えるという目標は、危機に瀕しているということです。

真実は、世界の排出ペースが非常に速く、そのため2030年までには気温上昇がはるかに高くなることは、ほぼ確実だということです。

本日発表された主要な気候科学者たちによる最新データによれば、長期的な温暖化を1.5°Cに抑えるために残された炭素予算は、現在約2,000億トンです。

それは、私たちが気温を上限内に抑える僅かなチャンスにかけた場合、地球の大気が受け入れられる二酸化炭素の最大量です。

真実は、私たちが無謀なスピードでこの予算を使い続けており、年間400億トンの二酸化炭素を排出しているということです。

簡単な計算です。

このままでは、2030年になる前に炭素予算全体が尽きてしまうのです。

真実は、1.5°Cの上限を維持するためには、2030年まで世界の排出量を毎年9%ずつ削減する必要があるということです。

しかし排出量は、誤った方向に向かっています。

去年は1%増加しました。

真実は、私たちはすでに1.5°Cの領域に侵入する手前にまで来ているということです。

世界気象機関(WMO)の本日の報告によれば、今後5年のうち少なくとも1年は、世界の年間平均気温が1.5°Cの上限を超える可能性が80%あります。

2015年には、そうした可能性は、ほぼ0%でした。

そして今後5年間の平均気温が、産業革命以前と比べて1.5°C高くなる可能性は、五分五

分です。

私たちは、地球を使いロシアブルーレットをしているのです。

私たちには、気候地獄へ向かう高速道路から降りる、出口が必要です。

そして真実は、そのハンドルを握っているのは私たちだということです。

1.5°Cの上限は、まだどうにか達成できるのです。

忘れないでください。これは、数カ月や数年ではなく、数十年の長さで測られる長期的な上限であるということ。

つまり、1.5°Cの閾値を短期間超えたとしても、長期的な目標の達成に失敗したということではありません。

私たちは一層努力しなければならないことを示しているのです。

今すぐに。

真実とは、1.5°Cをめぐる闘いの勝敗が2020年代のうちに、すなわち今日の指導者たちがその席にいる間に、決着することでしょう。

すべては、今日の指導者が下す決断、あるいは下さなかった決断にかかっています。特に、今後18カ月以内はそうです。

今が、気候の正念場です。

気候行動の必要性は、これまでになく高まっています。同時に、気候問題の解決、経済的繁栄、持続可能な開発をもたらす機会もこれまでになく大きくなっています。

気候行動は、地政学的分断に左右されてはなりません。

世界は、ドイツのボンで気候変動交渉に集います。そしてG7サミット、G20サミット、国連総会、気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)に向け準備を進める中、私たちには、最大限の野心、最大限の加速、最大限の連携、一言で言うと、最大限の行動が必要です。

ですから、友人の皆様、なぜ1.5°Cがこれほど騒がれるのかと言えば、私たちの地球が、複雑につながり合った巨大なシステムだからです。地球温暖化がわずか1°Cの数分の1進むだけでも、無視できないのです。

一部の小島嶼国と沿岸コミュニティにとっては、(気温上昇の)1.5°Cと2°Cの差が、滅亡と生存の分かれ目となり得ます。

気候カオス(大混乱)を最小限に抑えるか、あるいは危険な転換点を超えるかの、分かれ目となります。

1.5°Cは目標値ではありません。ゴールでもありません。物理的な限界なのです。

科学者たちは、気温がさらに上昇することの意味について、警鐘を鳴らしています。それは、グリーンランド氷床と西南極氷床の崩壊による、破滅的な海面上昇。

熱帯のサンゴ礁系や3億人の人々の生計の破壊。

ラブラドル海流の崩壊と、それによる欧州での気象パターンのさらなる混乱。

そして、広範囲にわたる永久凍土の融解による、最も強力な温室効果ガスの一つであるメタンの壊滅的濃度での放出。

今でさえ私たちは、地球を瀬戸際に追いやっています。世界の気温の記録を塗り替え、その報いを受けています。

そして、最も貧しい人々、最も脆弱な国々、先住民、女性と女兒など、この危機に最も責任のない人々が最も大きな打撃を受けているのは、気候正義の茶番です。

最も裕福な1%の人々が、人類の3分の2の排出量に匹敵する量を排出しているのです。

そして、気候カオスによって加速した異常気象が相次いで発生し、生活を破壊し、経済に打撃を与え、健康を損なっています。

持続可能な開発を台無しにしています。人々を住処から追いやっています。そして、人々が移住させられ、重要な資源が枯渇する中で、平和と安全の基盤も揺るがします。

すでに今年だけでも、猛烈な熱波が記録的な高温を伴ってアジアを襲い、作物はしなび、学校は閉鎖され、人々は命を落としています。

ニューデリーからバマコ、メキシコシティに至るまで、都市は焼けるような暑さを経験しています。

ここ米国でも、猛烈な暴風雨によって、コミュニティーや生活が破壊されています。

アフリカ南部の各地で、干ばつ災害が宣言されました。

アラビア半島、東アフリカ、ブラジルでは、豪雨による洪水が発生しました。

科学者たちによる最悪の予測を上回る、前例のない海水温の上昇により、世界中で大規模なサンゴの白化が見られました。

こうしたカオスの代償が、人々が最も苦しむことに対して大きな打撃を与えています。

サプライチェーンの寸断から物価の上昇、食料不安の深刻化、保険に加入できない住居や企業まで。

そのツケは、増え続けることになるでしょう。最近の研究によると、たとえ明日、排出量がゼロになったとしても、気候カオスによって 2050 年までに毎年少なくとも 38 兆ドルの損失が生じることが明らかになっています。

気候変動は、一般の人々、脆弱な国々やコミュニティーが負担する、いわば「隠れた税金」すべての根源なのです。

その一方で、気候カオスのゴッドファーザーである化石燃料産業は、記録的な利益を上げながら、税金で賄われる補助金から何兆ドルもの恩恵を受けているのです。

友人の皆様、私たちは、自らを救うために必要なものを持っています。

私たちの森林、湿原、海洋は、大気中の炭素を吸収します。これらは、1.5°Cの目標を維持する上で、そして上限を超えた際に私たちを引き戻す上で、不可欠です。私たちは、これらを保護しなければなりません。

そして私たちには、排出量を削減するために必要なテクノロジーも備わっています。

再生可能エネルギーは、コストが急減し、各国政府がよりクリーンな空気、良質な雇用、エネルギー安全保障、電力アクセスの拡大といった恩恵を認識するにつれて、活況を呈しています。

陸上風力と太陽光は、世界のほとんどの地域において、最も安価な新しい電力源であり、過去何年も前からそうあり続けています。

再生可能エネルギーは、すでに世界の電力供給の 30%を占めています。

そして昨年、クリーンエネルギーに向けた投資は過去最高を記録し、この 10 年間でほぼ倍増しています。

風力と太陽光は、今や歴史上最も急速に拡大している電力源となっています。

経済の論理からすれば、化石燃料時代の終焉は、不可避です。

残る問いは、果たしてその終焉は間に合うのか、そしてその移行は公正なものになるのか、ということだけです。

友人の皆様、私たちは、どちらの問いにも「はい」と答えられるようにしなければなりません

せん。

そして、人々と地球にとって、可能な限り安全な未来を確保しなければなりません。

それは、特に今後 18 カ月にわたり、緊急行動を起こすことを意味します。

排出量を大幅に削減するために。

異常気象から人々と自然を守るために。

気候変動対策資金を増額するために。

そして、化石燃料産業への締めつけを行うために。

それぞれの要素を、順に説明しましょう。

第一に、排出量の大幅な削減です。これは、大量に排出している国々が主導します。

G20 諸国は、世界の排出量の 80%を占めており、最前線に立って主導する責任と能力があります。

G20 の先進国は、最も速く、最も先に進むべきです。

そして G20 の新興国やその他の開発途上国に対し、技術的・財政的支援を提供することで、気候連帯を示すべきです。

来年、各国政府は、いわゆる「自国が決定する貢献 (NDC)」、すなわち国別気候行動計画を提出せねばなりません。これらの計画によって今後の排出量が決まります。

COP28 において、各国はこれらの計画を 1.5°C の上限に整合させることに合意しました。

これらの国別計画には、2030 年と 2035 年に向けた絶対的な排出量削減目標を盛り込まねばなりません。

それはまた、あらゆる部門、あらゆる温室効果ガス、経済全体を対象としたものでなければなりません。

そして、1.5°C 目標の達成に欠かせない世界的な移行に対して各国がどのように貢献するのか、つまり 2050 年までに世界全体で排出量正味ゼロを達成し、化石燃料を段階的に廃止し、その過程で 1 年ごとに、そして 10 年ごとに、世界的な節目を達成するための軌道に乗る方法を示さねばならないのです。

この中には、2030 年までに、世界全体のあらゆる化石燃料の生産と消費を少なくとも 30% 削減するために貢献すること、そして COP28 での約束、つまり森林破壊に終止符を打ち、エネルギー効率を 2 倍にし、再生可能エネルギーを 3 倍にする約束を果たすことも含まれます。

各国は、約束を果たし、正当な役割を担わなければなりません。

それは、G20 の首脳たちが、1.5°C の上限に沿った公正な世界的なエネルギー移行を加速させるために、連帯して取り組むことを意味します。首脳たちは、その責任を引き受けねばなりません。

私たちが必要としているのは、非難ではなく協力です。

それは G20 諸国が、国別気候行動計画、エネルギー戦略、そして化石燃料生産・消費計画を、「1.5°C の未来」の範囲内で調整することを意味します。

G20 諸国が、化石燃料への補助金を、再生可能エネルギー、蓄電、電力網の近代化、そして脆弱なコミュニティへの支援へ振り向ける誓約をすることを意味します。

G7 とその他の経済協力開発機構 (OECD) 諸国が、2030 年までに石炭を廃止し、化石燃料を使用しない電力システムを構築し、2035 年までに石油とガスの需給を 60%削減すると約束することを意味します。

すべての国々が、新規の石炭プロジェクトを直ちに終了させることを意味します。とりわ

け新規の石炭火力発電容量計画の95%を占めているアジアの国々においてです。OECD 非加盟国が、2040年までに石炭火力発電を廃止する軌道に自らを乗せるための気候行動計画を策定することを意味します。

そして、開発途上国が、投資計画を兼ねた国別気候行動計画を策定し、持続可能な開発に拍車をかけ、急増するエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことを意味します。国連では、開発途上国が「気候の約束」イニシアチブを通じてこれを達成できるよう、システム全体を動員しています。

あらゆる都市、地域、産業、金融機関、そして企業もまた、解決策の一翼を担わねばなりません。

遅くとも、来年ブラジルで開催されるCOP30までには、強固な移行計画を提示しなければなりません。

1.5°Cの上限と、排出量正味ゼロに関する国連ハイレベル専門家グループの提言に沿った計画を。

バリュー・チェーン全体の排出量を対象とした計画を。

中間目標と透明性のある検証プロセスを含めた計画を。

そして、ほとんど、あるいはまったく気候の役には立たないばかりか、人々の信頼を損ねるような、疑わしいカーボン・オフセットを排除した計画を。

私たちは、自然を欺くことはできません。偽りの解決策は、逆効果となるでしょう。私たちに必要なのは、信用でき、温暖化を1.5°Cに抑える目標に合致するルールを備えた、信頼性の高い炭素市場です。

私はまた、科学者と技術者たちに対し、二酸化炭素の除去と貯留に早急に焦点を当てて、クリーン化が最も困難な重工業からの最終的な排出に、安全かつ持続可能な形で対応するよう奨励します。

そして、各国政府に対し、彼らを支援するよう要請します。

ですが、はっきり申し上げます。これらのテクノロジーは、特効薬ではありません。抜本的な排出量削減の代わりにも、化石燃料の段階的廃止を遅らせる口実にもなり得ないのです。

それでも私たちは、あらゆる領域で行動を起こす必要があります。

友人の皆様、第二の行動分野は、今日と明日の気候カオスからの保護策を強化することです。

最も脆弱な人々が困窮したまま放置され、自分たちが作り出してもいない気候危機に必死に対応させるのは、恥ずべきことです。

私たちは、豊かな人々がエアコンの効いた隔絶された空間で守られ、それ以外の人々が住み続けられない土地で命を脅かす天候に見舞われるような未来を、受け入れることはできません。

私たちは、人々と経済を守らねばなりません。

地球上のすべての人々が、2027年までに早期警報システムによって守られなければなりません。私はすべてのパートナーに対し、国連の「すべての人に早期警報システムを」行動計画への支援を強化するよう要請します。

今年4月、G7は「適応アクセラレーター・ハブ」を発足しました。

開発途上国が適応投資計画を策定し、これを実践するのを支援するためには、COP29までにこのイニシアチブを具体的な行動に移さなければなりません。

私はすべての国々に対し、その適応と投資のニーズを、自国の新たな国別気候計画に明記するよう要請します。

しかし現場での変化は、充てられる資金にかかっています。

異常気象への適応に必要な1ドルに対し、現在得られているのはわずか5セントほどにすぎません。

そのための第一歩として、すべての先進国は、2025年までに適応資金を倍増させて毎年少なくとも400億ドルにする約束を守らねばなりません。

そして、適応資金のギャップを埋める明確な計画を11月のCOP29までに提示しなければならないのです。

しかし、より根本的な改革も必要です。

そこで、第三のポイントである資金に話を移します。

友人の皆様、もしお金が世界を動かすのならば、今日の不平等な資金の流れは、私たちを災いへと向かわせつつあります。

世界の金融システムは、気候変動の解決策の一端とならなければなりません。

巨額の債務返済によって、気候行動のための資金は干上がりつつあります。

搾取レベルともいべき資本コストによって、再生可能エネルギーは、ほとんどの開発途上国や新興国にとって、事実上手が届かないものとなっています。

驚くべきことに、近年の再生可能エネルギーの活況にもかかわらず、中国以外の開発途上国および新興国におけるクリーンエネルギー投資は、2015年と同じ水準にとどまっています。

昨年、クリーンエネルギーへ向けた新規投資のうち、中国以外の開発途上国および新興国を対象とした投資は、わずか15%でした。これらの国々を合わせると世界人口の3分の2近くを占めます。

さらに、アフリカは豊富な天然資源を有し、再生可能エネルギーにおいて非常に大きな可能性があるにもかかわらず、昨年の再生可能エネルギー導入量にアフリカが占める割合は、1%にも達しませんでした。

国際エネルギー機関（IEA）の報告によると、中国以外の開発途上国および新興国へのクリーンエネルギー投資を、2030年代前半までに毎年1.7兆ドルまで伸ばす必要があります。つまり、野心的な新気候計画を促進し、すべての人々に手ごろな価格のクリーンエネルギーを届けるためには、利用可能な公的・民間資金供与を大幅に増額する必要があります。今年9月の「未来サミット」は、国際金融アーキテクチャの改革、そして債務をめぐる行動を推進する機会です。私は各国に対し、この機会を逃さないよう要請します。

そして、G7サミットとG20サミットに対し、国際開発金融機関の中での自らの影響力を行使して、これらの機関をより良く、より大きく、より大胆なものにし、はるかに多くの民間資金を合理的なコストで利用できるようにすることに尽力するよう要請します。

各国は、新設された「損失と損害基金」に多くの資金を拠出し、これをCOP29までに稼働させなければなりません。

そして各国は、今年のCOPにおいて資金に関する強固な成果、つまり、信用と信頼を築き、必要とされる数兆ドルを促進し、国際金融アーキテクチャの改革への機運を醸成するような成果を、団結して確保しなければなりません。

しかしこれらのいずれも、革新的な新しい資金源がなければ、十分とは言えないのです。

今こそ炭素に効果的な価格付けを行い、化石燃料企業の超過利得に課税する時です。

私たちは COP29 までに、海運、航空、化石燃料採掘などの部門への連帯税について検討段階から実施段階へと進み、気候行動への投資を支援する「アーリー・ムーバー」（早期行動者）を必要としています。

連帯税は、拡張性があり、公平で、徴収や管理が容易なものにすべきです。

これはいずれも、慈善事業ではありません。

啓発された自己利益なのです。

気候変動対策資金は、厚意ではありません。誰もが住み続けられる未来の基礎となる要素なのです。

友人の皆様、最後に第四として、私たちは、何十年にもわたって前進を妨げることに執拗な熱意を示してきた化石燃料産業の人々に、直接立ち向かわねばなりません。

真実をゆがめ、人々を欺き、疑念を植え付けるために、数十億ドルもの資金が投じられてきました。

個人的に、そして職業的にしばしば大きな危険を冒しつつも、こうした手法を暴露してきた学者や活動家、ジャーナリストや内部告発者たちに私は感謝しています。

私は、化石燃料産業のリーダーたちに対し、あなた自身がクリーンエネルギーへの転換のための追い越し車線に今いないのであれば、自らの事業が行き詰まるだけでなく、私たち全員を道連れにするのだということを理解するよう呼びかけます。

昨年、石油・ガス産業がクリーンエネルギーに投資した額は、設備投資の総額のわずか 2.5% でした。

21 世紀において化石燃料に倍賭けすることは、19 世紀に馬蹄や馬車の車輪に倍賭けするのと変わりません。

ですから、化石燃料産業の経営者たちに申し上げます。あなた方が手にした巨額の利益は、エネルギー移行を主導する機会をご自身に与えてくれているのです。どうかそれを、逃さないでください。

金融機関もまた、極めて重要です。資金がものを言うからです。

金融機関は、変革の代弁者であらねばなりません。

私は金融機関に対し、化石燃料が引き起こす破壊に融資することを止め、世界的な再生可能エネルギー革命への投資を始めること、

化石燃料からクリーンエネルギーに [資金を] 振り向ける、信頼できる詳細な公の計画を、2025 年と 2030 年の明確な目標と併せて提示すること、

そして、物理的なものであれ移行におけるものであれ、そうした気候リスクを株主や規制当局に開示することを要請します。最終的には、そうした開示は義務化すべきです。

友人の皆様、化石燃料産業の多くの企業は、恥知らずにもグリーンウォッシング（見せかけだけの環境配慮）を行ってきたばかりか、ロビー活動、法的脅迫、大規模な宣伝活動によって気候行動を遅らせようとしてきました。

そうした企業が、さながらテレビシリーズの『マッドメン』のように広告・広報（PR）代理店からの支援や教唆を受け、狂気に拍車をかけているのです。

私は、それらの企業に対し、地球の破壊を助長する行為を止めるよう呼びかけます。

今日から、化石燃料産業の新規顧客の獲得を止めて、この業界の既存顧客との取引を中止する計画を立ててください。

化石燃料は、私たちの地球を汚染しているだけでなく、あなた方のブランドにとっても有

害なのです。

あなた方の産業は、すでにこの大義のために結集した創造力のある人たちで溢れています。そうした人々は、地球を破壊するのではなく、地球のために闘う企業に惹かれています。私はまた、各国に対し、行動を起こすよう呼びかけます。

多くの政府は、例えばたばこのように、人々の健康に害を及ぼす製品の広告を規制または禁止しています。

今、一部の政府では、化石燃料についても同様の措置を講じています。

私はすべての国々に対し、化石燃料企業の広告を禁止するよう要請します。

また、メディアやテクノロジー企業に対し、化石燃料の広告を掲載しないよう求めます。

私たちは皆、需要サイドにも対処しなければなりません。私たち全員が、クリーンなテクノロジーを採用し、自身の生活において化石燃料を段階的に削減し、市民としての力を活用して制度上の変革を推し進めることで、変化をもたらすことができるのです。

住み続けられる未来のための闘いにおいて、あらゆる場所において、人々が政治家よりもはるか先へと進んでいます。

あなた方の声を届け、あなた方の選択を意義あるものにしてください。

友人の皆様、私たちには選択肢があります。

気候変動で前進を遂げるための転換点を生み出すのか、気候関連災害へ向かう転換点へと突き進むのかです。

どの国も、単独で気候危機を解決することはできません。

今こそ、全力を注ぐ時です。

国連は全力を注いで、信頼を構築し、解決策を見出し、私たちの世界が切実に必要とする協力を促すべく取り組んでいます。

そして私は、より安全でよりクリーンな世界に向けて先頭に立っている若者たち、市民社会、都市、地域、企業などの皆様に、感謝申し上げます。

あなた方は、歴史の正しい側にいます。

あなた方は、多数派の声を代弁しています。

その調子で、続けてください。

勇気を失わないでください。希望を失わないでください。

“われら人民”と、汚染者および利益至上主義者との闘いです。力を合わせれば、私たちは打ち克てます。

しかし指導者たちは、どちらの味方をするのかを決める時です。

明日になってからでは遅すぎるのです。

今こそ動員の時であり、行動の時であり、そして実現の時です。

今こそが、私たちの真実の時なのです。

ありがとうございました。

4. トランプ大統領は 2025 年 1 月の大統領就任第 1 日目にパリ協定脱退の大統領令に署名し、「地球温暖化はウソ」と強弁するとともに、2026 年 1 月には、アメリカの国益に反するとして国連人権理事会、国連人口基金、国連女性機関などを含む 31 の国連関係機関と 35 の非国連機関、計 66 の国際組織・条約からの脱退を指示する大統領令に署名し、アメリカの国際機関からの離脱が相次いでいる。
(2025 年には世界保健機関・WHO、国連教育科学文化機関・ユネスコからも離脱)

- また、地球温暖化対策、SDGs、企業による ESG などの国際社会・国際企業の取り組みは、ロシアによるウクライナ侵略戦争、イスラエルによるパレスチナガザ攻撃、そして、アメリカのトランプ政権の一連の国内外政策によって極めて危機的な状況に陥りつつある。果たして、これを座視して良いものか。来たる 2 月 8 日投開票に向けた我が国の総選挙における各政党の処方箋はどうであろうか。

以上

